

商標使用に関する細則

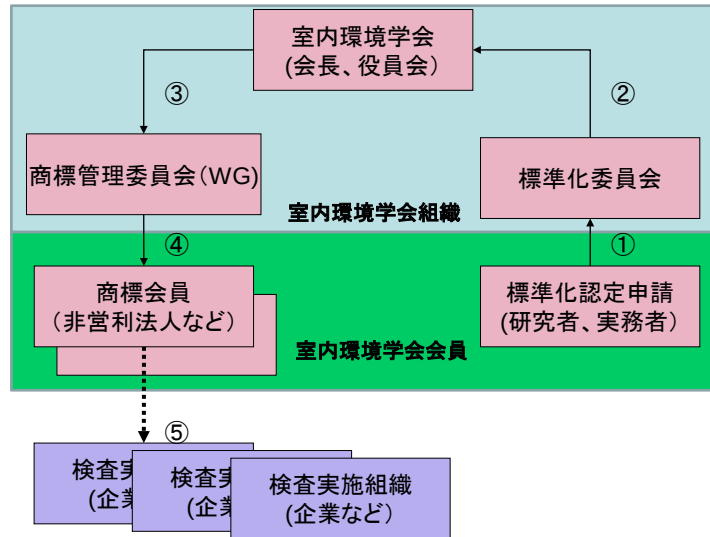
(商標の使用申請)

- 1 「室内環境学会標準法準拠」の商標を使用しようとする会員は、標準法に準拠していることを示す申請資料を、商標管理委員会に提出しなければならない。
- 2 商標管理委員会は申請資料の審査、および必要な現地調査を行い、商標使用の可否を決定する。商標使用を許可された会員は、商標会員となる。
- 3 商標使用を申請した会員は、可否決定にかかわる審査に伴う必要経費を負担しなければならない。

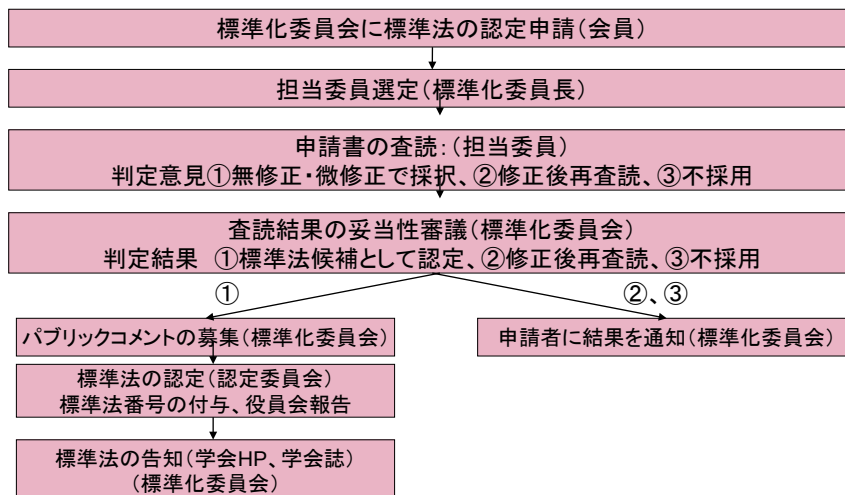
(商標会員の義務)

- 4 商標会員は「室内環境学会標準法準拠」の商標を用いた表示に関して、検査結果を含むすべての責任を負う。
- 5 室内環境学会は検査結果に対する責任を負わない。
- 6 商標会員は、商標の維持・管理および室内環境学会標準法の普及活動に必要な費用を会費として負担する。
- 7 商標会員は、商標管理委員会と商標使用に関する契約案を作成し、室内環境学会との間で契約を締結する。

標準法運用全体図



①標準化委員会の役割



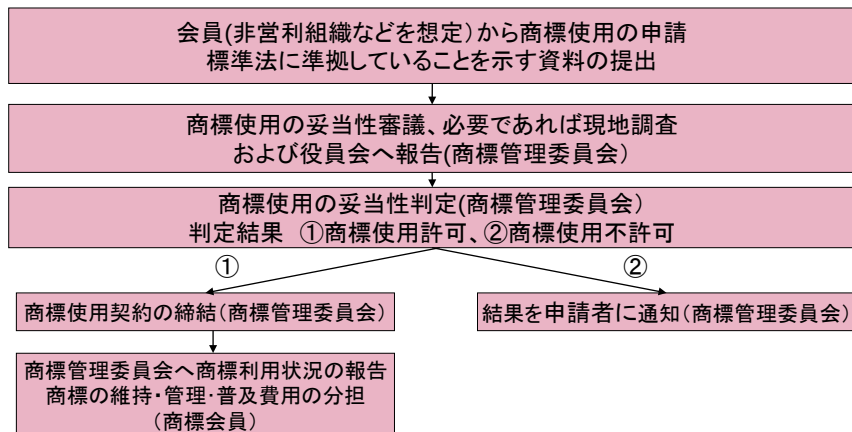
②標準化委員会から役員会への報告

パブリックコメントにかける標準法候補の報告

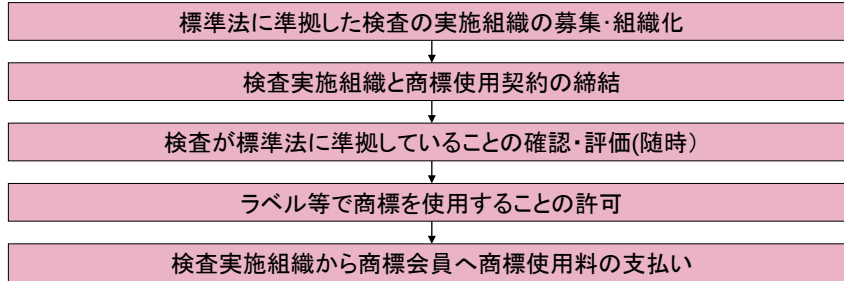
認定した標準法の報告

標準法の判定に関する異議の審議結果の報告

③商標管理委員会の役割 (登録商標：室内環境学会標準法準拠)



④商標会員の役割



⑤検査実施組織の役割

